

## 地域福祉活動団体配分金申請に関する取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は世田谷区共同募金配分推せん委員会（以下、「委員会」という。）が、区内の地域福祉活動団体からの赤い羽根共同募金地域配分(B配分)の申請取り扱いに関し、当該年度の「東京都共同募金配分要綱」及び「地域配分(B配分)の推せんにかかる基準」等に基づくほか必要な事項について、定めるものとする。

### (配分の対象)

第2条 配分の対象となる団体（以下、「対象団体」という。）は、申請時点で活動実績を有する団体であり、かつ次の各号に掲げる要件を満たす民間団体とする。ただし、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）以外の法人格を有する団体は対象団体としない。

- (1) 世田谷区内に所在し、世田谷区内で福祉活動を行っていること。
- (2) 規約を有し、予算及び決算報告書が明確なこと。又はこれに類する企画書・収支計画等があること。
- (3) 政治・宗教活動・営利を目的としないこと。
- (4) その他、世田谷区共同募金配分推せん委員会（以下、「委員会」という。）が認めるもの。

### (配分の範囲)

第3条 配分の範囲は、前条に定める対象団体が次の各号に掲げる事業を行うために必要な経費とする。

- (1) 区民を対象とした交流・学習・イベント・会食事業
- (2) 区内施設の利用者家族会等が実施するイベント・研修事業
- (3) 福祉的な支援が必要な区民の早期発見・解決に資する事業
- (4) 若者の社会参加や多世代交流を促す多様な居場所づくり事業
- (5) 東日本大震災による区内避難者の孤立解消に資する事業
- (6) 地域福祉の新たな担い手の発掘やスキルアップを目的とした研修・広報事業
- (7) ニーズ把握・新たなサービス創出を目的とした調査研究事業
- (8) その他、委員会で必要と認めた今日的な福祉課題の解決に資する事業

### (対象外の経費)

第4条 前条に規定する経費のうち、次の各号に掲げる経費は配分の対象としない。

- (1) 飲食、接待、寸志、心づけ、土産等の儀礼的・交際費的経費
- (2) 団体維持のための運営経費（家賃・光熱水費・人件費・備品費など）
- (3) すでに終了した事業に対する経費
- (4) その他、委員会が対象外とする経費

(配分の基準)

第5条 対象団体に交付する配分金の額は、下記の金額または申請事業費の75%を比して低い方を限度とする。なお、申請事業費とは、総事業費から参加費や利用料といった参加者負担金を引いた額のことをいう。

(1) 第3条第1項に掲げる事業のうち、(1)(2)に該当する事業は、10万円を限度とする。但し、同一事業で申請する場合、4回目以降は5万円を限度とする。

(2) 第3条第1項に掲げる事業のうち、(3)から(8)を本助成事業における「テーマ別重点推進事業」とし、20万円を限度とする。

2. 「テーマ別重点推進事業」の同一事業での申請は、5回を上限とする。但し、委員会において顕著な事業効果や発展可能性が認められた場合は、この限りではない。

3. 助成金の申請は、1団体につき年間1事業とする。

(配分期間)

第6条 第3条第1項に掲げる事業は、当該年度内に終了するものとする。

(配分の申請)

第7条 配分を申請しようとする対象団体(以下、「申請者」という。)は、地域配分(B配分)申請書(様式1号)に必要な事項を記入のうえ、次の各号の書類のうち委員会が必要と認めるものを添えて、所定の期日までに、委員長に申請するものとする。

(1) 会則、規約

(2) 会報、通信類

(3) 前年度決算書・事業報告書

(4) 会員名簿(必要に応じて利用者名簿)

(5) 当該年度予算書・事業計画書、事業実施企画書、又は活動計画書

(6) その他、委員会が必要と認める文書

2. 初めて申請するものは、指定された受付期間内に地域配分(B配分)申請書に、前項に定める書類及び次年度の活動計画書を添えて、申請するものとする。

3. 申請を行う前年度に活動実績を有しない団体は、配分が決定した場合、申請書の提出を行った年度終了後、委員会に当該年度の決算報告書を追加提出するものとする。

(審査等)

第8条 委員会は、申請者から前条に定める配分の申請があったときは、地域の福祉ニーズに基づき、推せん順位をもって社会福祉法人東京都共同募金会(以下「都募金会」という。)の配分委員会に推せんする。

(委任)

第9条 この事項に定めるもののほか、運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この取扱基準は、平成25年4月1日から施行する。